

警報等発令時の対応について

警報発令時の対応について、次のように定める。**警報とは特別警報および暴風**を指す。

1. 登校を見合わせる場合

- (1) 大阪市内・居住地域または通学経路の地域に警報が発令されている場合。
- (2) 大阪市内または通学経路の地域に警報が発令されていることが予想される場合。

2. 臨時休校とする場合

- (1) 午前7時現在で大阪市内に警報が発令されている場合。
- (2) 警報が解除されても、生徒の大部分が利用している各鉄道会社の一部路線(以下に示した路線)の複数が午後以降も運転再開が見込めない(運休)場合。
※この時は、学校長が生徒の大部分が利用している各鉄道会社の一部路線の運行状況を確認した上で臨時休校を判断し、学校ホームページや、メール一斉配信により通知する。

以下の路線の**複数**が午後以降も運転再開が見込めない時(運休)は、臨時休校とする事がある。

【JR 西日本】…大阪環状線・阪和線・大和路線・学研都市線

【近 鉄】…大阪線・南大阪線・奈良線・難波線

【南 海】…本線・空港線・高野線

【京 阪】…本線

【大阪メトロ】…地下鉄御堂筋線・地下鉄谷町線・地下鉄千日前線・地下鉄堺筋線・各路線バス

【泉北高速鉄道】

3. 次の場合は欠席とならず、事後報告により公欠扱いとする

同様に遅刻の場合(交通機関の延着証明が出ない場合を含む)も遅刻扱いとはしない。後日、どのような状況で登校できなかったか理由を担任に報告すること。

- (1) 警報発令の有無に関わらず、自宅に大きな被害が生じたり、居住地域や通学経路で登校できない事情が発生した場合。
- (2) 居住地域に「避難指示・避難勧告・避難準備」等が発令されて登校できない場合。
- (3) 警報が解除された場合でも、気象状況あるいは交通事情により登校できない場合。(気象状況により、保護者が登校させることが危険と判断した場合を含む)
- (4) 登校で利用している駅が使用不可能な状況に陥り、なおかつ代替輸送も無く登校できない場合。
- (5) この事象が定期考査期間中に生じた場合は、生徒の不利にならないように対応する。

4. 授業時間中または放課後に大阪市内に警報が発令された場合

- (1) その後の気象状況が悪化すると予想される場合は、学校長の判断により下校指導を行う。この時、生徒は居残り禁止なので、速やかに下校すること。
- (2) 下校指導を行う場合は、生徒の安全確保の観点から学校周辺の天候状況を考慮して判断するので、即時下校とならないことがある。
- (3) 警報発令後、天候の回復が予想される場合は下校判断をしないことがある。

5. 考査期間中に警報が発令された場合

- (1) 考査期間中、警報発令により臨時休校となった日の考査は、実施日を改めて通知する。警報の影響のない日の考査は考査日程通り実施する。
- (2) 考査期間中、1限終了後に下校指導を行った場合、2限以降の考査については実施日を改めて通知する。

6. 特別な行事の日に警報が発令されると予想される場合

- (1) 事前に学校側から指示する。(※特別な行事とは学校内外における通常授業以外の行事を指す。)

7. その他

- (1) 警報発令が予想されたり、警報発令時の対応については、学校ホームページや、メール一斉配信により通知する。
- (2) 電話回線が大変混乱し、緊急の対応ができる可能性があるため、電話での臨時休校か否かのお問い合わせは、遠慮すること。

地震発生時の対応について

地震発生時等不備の事態の場合は次の通り対応すること。必ずニュース等で被害発生状況の情報を確認し、安全と判断してから登校すること。

【大阪市内に震度5以上の地震が発生した場合・「大規模地震特別措置法」に基づく警戒宣言が出された場合】

1. 在宅中の場合

- (1) 大阪市内に震度5以上の地震が発生した場合、原則として臨時休校とする。
- (2) 居住地域(大阪市外)に震度5以上の地震が発生した場合、登校を見合わせる。
- (3) 震度5以下でも自宅に大きな被害が生じたり、居住地域や通学経路で登校に差し支える事情が発生した場合、登校を見合わせる。
- (4) 「大規模地震特別措置法」に基づく警戒宣言が解除されるまでの間、臨時休校とする。

2. 登校中の場合

- (1) 公共交通機関が平常運転の場合は、駅員・乗務員の指示の従い速やかに帰宅すること。
- (2) 震度5以下でも公共交通機関が交通障害により通学に必要な交通機関が運休している場合は、登校を見合わせる。なお、その際の判断は【特別警報・警報・注意報発令時等の対応について】の**2. 臨時休校とする場合**の(2)を基準とする。
- (3) 徒歩・自転車での通学生とは、安全を確認し帰宅すること。
- (4) 登校したほうが安全であると考えられる場合は登校し、学校の指示を受けること。

3. 学校にいる場合

- (1) 授業を中止し、放送の指示により避難する。
- (2) 保護者の希望により学校に留め置き、または帰宅とする。ただし、帰宅させる場合は安全が確認された時のみとする。

4. 学校外での行事中の場合

- (1) 行事先で発生した地震、また行事中に発生した居住地域での地震対応には、安全を確認した上で適宜判断する。
- (2) 国内外における宿泊をともなう行事での宿泊先で発生した地震、また宿泊行事参加中に発生した居住地域での地震対応には、安全を確認した上で適宜判断する。

(裏面に続きがあります)

交通機関のスト(運休)について

1. JR 西日本および、私鉄の京阪・南海・近鉄・都市交通のスト(運休)のすべてが午前7時までに何らかの解決をみて、列車・バス等が運行する状態になった場合

(1) 平常通り授業を行う。(ただし、スト(運休)が解決しても、特別警報および暴風警報が発令中の場合は警報発令時の対応に準ずる。)

2. 午前8時現在で、上記の交通機関のスト(運休)が何らかの解決をみて、列車・バス等が運行する状態になった場合

(1) 午前10時30分登校とする。なお、スト(運休)が続行されている場合は、下表のごとく扱う。

(2) 平素、私鉄の阪急・阪神・私鉄バスのいずれかで通学している生徒は、下表によってその日の授業の有無を判断すること。

(3) 午前10時30分登校の場合は、第3限より普通授業を行う。平素通学に利用している交通機関が利用できない生徒は、代替線を利用するなど適当な方法でできる限り登校を望むが、それでもなおかつ登校困難、または遅刻の予想される生徒は、事前に学級担任と相談しておくこと。

(4) 明らかにスト(運休)によると思われる欠席や遅刻についての出欠統計の取り扱いは別途考慮する。

(5) スト(運休)解決の時間帯によっては相当の混雑・混乱が予想されるので、少々遅れてもよいので危険のないよう十分注意して登校すること。

(6) スト(運休)が解決しても、特別警報および暴風警報が発令中の場合は警報発令時の対応に準ずる。

3. 通学に必要な交通機関がスト(運休)をしている場合

(1) 代替線で登校可能な場合は利用すること。

(2) 下表原則に従って適正に判断し、学校への電話でのお問い合わせは、遠慮すること。

JR 西日本	スト(運休)	スト(運休)		スト(運休)		スト(運休)	
私鉄の京阪・南海・近鉄のいずれか	スト(運休)	スト(運休)	スト(運休)		スト(運休)		
都市交通(地下鉄・大阪シティバス)	スト(運休)		スト(運休)	スト(運休)			スト(運休)
	臨時休校					午前10時30分登校	

全国瞬時警報システム(Jアラート)の対応について

【大阪府教育庁のガイドラインによる】

1. 速やかな避難行動と情報収集

(1) 屋外にいる場合→できる限り頑丈な建物や地下(地下街や地下駅舎)などの地下施設に避難する。

(2) 建物が無い場合→物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

(3) 屋内にいる場合→窓から離れるか、窓の無い部屋に移動する。

2. 登下校の注意事項

(1) ミサイルが上空通過、大阪府域外に落下した場合

Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

(2) ミサイルが大阪府域内に落下した場合

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

(3) ミサイルの落下物を発見した場合

決して近寄らず、警察・消防に通報する。